

高知家庭裁判所委員会（第19回）議事概要

1 日 時

平成25年1月30日（水）午後3時00分から午後4時40分まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

石田正俊，井上新平，大垣貴靖，川添宣和，小山鐵夫，中村隆次，橋本晋，
藤田鉦子，溝淵悦子

(2) 事務担当者等

河野恭司（高知家庭裁判所事務局長）

宇野雅夫（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

松本省二（高知家庭裁判所首席書記官）

二宮英範（高知家庭裁判所事務局総務課長）

長野時夫（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

家事事件手続法について

(2) 意見交換等

ア 家事事件手続法の概要説明（大垣委員）

イ 意見交換（委員，事務担当者等）

弁護士が付いている場合は，そんなに大きな変化はないと思うのですが，弁護士が付いていない場合に，家裁の利用者が簡単に事件を申し立てることができるかというのが一番の問題ではないかと思います。裁判所のホームページ等を閲覧して，どの程度利用しようとするか，申立書のここを書き込むだけでできますよというように申立ての方法が分かる

ような裁判所の広報が必要ではないかと感じています。

裁判所も制度が変わりますというパンフレット等も出していますが、窓口などでの問合せは増えているのでしょうか。

家事手続案内等でも説明していますが、従来と同じような形式で対応を行っており、新法になったから特に増加したという感じはありません。ただ、記載して提出いただく書類は多くなりましたので説明等は丁寧に行っております。

申立ての定型用紙は裁判所のホームページ等でも入手できますし、裁判所でも差し上げております。問合せがあれば家事手続案内等で説明しています。調停委員は、第1回の期日で双方の当事者に手続等を説明することになりますので、調停委員の負担は重くなるのではないかと感じています。

利用し易いかどうかという点では、一般の方が裁判所へ来ていただいて申立てをすることが多いと思いますので、裁判所へ来やすくすることが重要だと思います。

原則、申立書等は相手方に送付されるようになりますので、相手方に申立ての概要を知られる形に変わります。家事事件では、これまで相手方に見せていなかったものを今後は見せるようになるわけです。申立ての内容を知られることによって紛争が激化するというケースもあると思いますし、お互いの感情が非常に高ぶるといようなケースもあると思います。ですから申立人と相手方が同席する形での調停ができないということもあります。また、申立人は、調停委員会には、自分がなぜ離婚を申し立てるに至ったのかという理由等については知ってもらいたいし訴えたいという気持ちがある一方で、ただ、相手方にはそのまま伝えてほしくないという気持ちの方もいます。このあたりが難しいところですが、その点で何か意見はありませんか。

当事者は、自分の言っている事は相手に知られたくない。しかし、相

手の言っている事は知りたいという要求を持っているのが一般的です。どちらを原則にするのかということだと思いますが、新法では、お互いが言ったことは、相手に伝えていくことで調停を進めていくことになっています。

調停が不調だった場合、訴訟に移行します。訴訟になると主張や証拠はすべて相手に見せないわけにはいかなくなります。しかし、後々のことを考えるとそれもやむを得ないのかなと思います。審判だと判決と違って決定ということになりますが、審判についても、これからは原則的に当事者間でオープンになるわけです。当事者の権利意識は大変向上しておりますので、主体的に関与してもらおう趣旨で法律が改正されたものと思われます。

もう一点、子どもの意向を聴取するというのが新しく取り入れられた制度ということになります。離婚をする場合、小さい子どもさんは両親の間に立って非常に気を使っているような気がします。その点について何かありませんか。

子どもは両親の離婚に非常にショックを受けます。ある日突然表情も態度も変わります。保育園側もそこまでに至る過程では薄々感じ取っており、親に「何かあるのではないですか。」と問い合わせ、注意はしますが、「大丈夫です。」と言われると、それ以上具体的に突っ込んで聞けません。そのうち、子どもの状態が急変し、発言をしなくなる、しょんぼりしている、友だちと遊ばなくなるということになります。保育園の職員には、子どもに対して具体的な家庭の事情等については不用意に聞かないようにと注意しています。子どもによって様々なケースがありますが、ニコッと笑ったり、少し遊びだしたりするようになるには、3か月から半年ぐらいはかかります。元のように天真爛漫で元気になるには、もっともっと時間のかかる場合もあります。子どもは、3歳になると全ての事が分かっています。もし、両親が離婚になった場合に事実

のみを知らされた子どもは、自分が利口でなかったから離婚したのではないか、自分がわがままだったからではないかというように、自分の責任で家庭が上手くいかなかったのではないかというような原因探しをするようになります。その場合、なぜ離婚に至ったかの原因等について、きちんと子どもに説明していくことが大事ではないかと思っています。調停委員の方には、子どもの心を傷つけない話し方をしていただき、本質に迫った言い方でアドバイスをしていただければと思います。

なお、子どもは1歳半ぐらいを過ぎると言葉で表現はできませんが、聞いて理解する力は高まっています。

精神疾患等に罹患している方は、いろんな意味で離婚等に関係している場合があります。精神病に罹患した子どもさんを持つ両親の離婚も多いです。離婚された場合、そのダメージをできる限り少なくすることが重要と思います。離婚調停の過程では、当事者同士の精神的なダメージが極力少なくなるように丁寧な対応をしていただければありがたいと思います。

子どもの意思を把握し考慮することが義務付けられましたが、子どもを調査するのは主として調査官です。その調査はどのように行っているか紹介していただけますか。

調査する場合、子どもは個人差もありますし、年齢によってそれぞれ考えていることも違ってきます。子どもの真意をいかに把握するかがポイントであると思っています。1歳半になれば、子どもは子どもなりに理解しているという紹介がありましたが、家庭状況が分かっている、自分の意見をはっきり表明できるのは、おおむね12歳ないし15歳くらいだと考えています。その場合、子どもに直接会って意向を聴取する方法で調査します。小学校高学年程度だと、子どもに話を聞くのに併せて、家庭訪問等をして生活状況を見ることもあります。小学校低学年以下だと子どもに質問もしますが、生活状況を把握するために、小学校や保育

園の先生に事情を聞いて学校生活の状況や子どもの心情等について聞き取り調査をするよう心掛けています。

両親は離婚のことに目が行って子どもの立場で考えることができなくなっている場合が多いと思われます。離婚調停の過程では、父母だけでなく子どもも当事者であること、離婚するということは子どもにとって大変な出来事であること、子どもの将来にどのような影響があるのかといったことを考えてもらうような働き掛けを行っています。

子どもに陳述書を書いてもらうことも予定されています。15歳以上が対象になるようですが、素直に書いていただけるのでしょうか。

当然、子どもは親に気を使うことが多いので、もし、両親が別居していれば、同居の親の意向に影響されることは十分に考えられます。ですから陳述書に書いているからそのとおりですということには簡単にはならないと思います。その内容については慎重に検討し判断していくべきと考えています。

離婚した場合、子どもとの面会は、両親との関係で非常に大きく影響することになってくるわけですから、子どもにとっては大切なことです。親と面会交流を行う回数については、実際には月1回ぐらいが多いのでしょうか。

子どもと別居した親との面会をする場合、一方が面会交流に消極的だと月1回となることも多いですが、上手くいっている元夫婦については、月1回は少ないという印象を持つ親も多いようですので、もう少し頻繁に面会交流を認めることで取りまとめる場合もあります。

夏・冬休みを利用して宿泊や旅行をするような取り決めを行う場合もあります。両親と子どもの関係に何ら問題がない場合は、お互い自由に連絡を取って期間や回数を定めないような取り決めをする場合もあります。一方、親によっては、まったく面会交流に応じない場合もありますし、子どもの権利を親の身勝手に制限してしまう場合もあります。その

ようなときに調査官はどのように説得を行うのですか。

子どもとの面会について、子どもは親の意向を敏感に感じて、例えば、母親と生活をしている子どもは、母親に「父親に会いたくない。」と言うこともあります。実際に子どもの調査をしてみると、実は「父親に会いたい。」と答える場合もあります。

調査では、子どもの心情や背景事情の把握に努め面会交流についてのパンフレット等も活用しながら、双方の親が理解し協力することが必要であると理解してもらえるように働き掛けを行っています。

裁判所には、マジックミラーのある部屋があって、子どもと別居の親が面会をしたり、子どもが遊んでいる様子等について、同居の親に観てもらって問題ないか確認しています。いわゆる面会交流の試行を行って、そこで上手くいけば、お互いの親同士で話し合いの上、段階的に面会を増やしていくことや、最終的には、面会交流の日時及び方法等を取り決めていくということもかなり実施されています。

特に若い人の中には、結婚して子どもができたのに簡単に離婚を申し立てる場合もあると思います。この場合、調停では離婚させる場合が多いかと思いますが、離婚をさせないという調停をする場合もあるのでしょうか。

夫婦関係調整調停の中には、離婚を求める調停と円満調整する調停の2種類があります。円満調整を申し立てた場合は、夫婦仲が上手くいかなくなっているのを調整してくださいという申立てになります。離婚調停の場合で、申立人は離婚したいと言っているが、相手方は離婚したくないという場合は、申立人に、なぜ離婚したいのか理由を聞きます。相手方の言い分もあるので、それをよく聞いて申立人に説明します。調停委員は、結婚生活等について経験上よく分かっておられますので、双方の意見を聞いて、離婚した方が良いと思われるくらい夫婦仲が壊れている場合は、離婚の方向で進める

ことになります。調停の中で申立人の気持ちに変化があれば、円満調整する場合がありますし、別居期間を定めて少し様子を見ていくのが良いと判断した場合は、そのような取り決めをする場合もあります。

しかし、双方が離婚を求めている場合は、円満調整に進むことは考えにくいです。

円満調整する場合も一方の言い分は、当然相手に示さないといけませんと思います。新しい法律によって、相手方も申立ての内容について知ることになったのは当然のことだと思います。

当庁において離婚を求めて調停を申し立てる件数は、昨年の1年間で約200件程度で円満調整を求める件数は18件程度となっています。離婚のケース、円満調整のケース、少しの期間別居して頭を冷やそうかというケース等があります。例えば、男性が家を出て別居していたが元に戻るということになる場合でも女性の方は色々な条件を付けて、その条件を守ることができた場合は戻ってよいとか、男性を困らせて反省させるというような申立ても中にはあります。

女性がなぜそのような決心をしたのかということ男性は理解していないというケースも多いのですが、今回の改正は、相手の主張や思いを知ってもらう点では意義があるように思います。

女性が家を出た場合、男性は離婚には反対で円満調整を求める申立てをする場合がありますが、おおむね男性のやり直せるという見通しは甘い場合が多いように思います。女性は夫婦関係が壊れてしまうと元に戻らないと決意しているので、円満調整では、元に戻らないケースが多いように思います。仮に女性の方が円満調整を求めて申立てをした場合は、こういう条件ならもう一度やり直していいというところまでいけばその方向でまとまることが多いようです。

しかし、女性が一旦、決意して家を出た場合は、もう元には戻らないことが多いように思います。一般的には男性の見通しが甘く女性の認識と全然違うということを感じます。

人間として成熟していなくて若くして結婚した場合、すぐに子どもができて、親として育児をやっていけるのか心配という場合もありますが、調停の中で夫婦を教育し成長させていくようなシステムがあれば良いと思います。

今回の改正で、利用し易い制度として電話会議システムやテレビ会議システムが導入されました。

通常訴訟では、例えば、電話会議システムで争点整理を行ったり、テレビ会議システムで病院の医師を証人として尋問する場合がありますが、今後は、調停でも利用されるようになるのではないのでしょうか。

日本では、2人が合意して離婚する場合は、家事事件手続法の適用はないわけです。しかし、ある国では、離婚する場合に離婚届を出すだけではだめで、必ず両方の当事者は、それぞれ面接を受けなければならないという制度があるようです。この制度がなぜあるのかと考えると、子どもの意思を尊重していくということが前提にあるのかなと思います。子どもがいない場合でも、どちらか一方が面接を受けた後に離婚が受理される規定になっていると新聞に掲載されていました。

当事者が日本に住んでいれば原則、日本の手続が適用されます。日本の法律が適用されるか否かについては裁判所は全て調べますが、すべての国の法律が明らかになっているわけではありません。例えば、日本では、子どもの親は親権者となりますが、他の国では、監護権者という国もあります。それぞれの国で定め方が違うので、適用される国の法律を慎重に調査することになると思いま

す。

電話会議システムでの調停の際，弁護士が付いている事件では，弁護士が本人か否かの確認ができますが，弁護士が付いていない事件では，本人確認はどのように行うのでしょうか。

今の裁判所の態勢では，多く利用されるのは弁護士が付いている事件で，その弁護士が確認することを想定しています。もし，弁護士が付いていない事件の場合はケースによって分かれていますが，一度裁判所に来てもらって本人であることを確認し，信頼できるか見極めた上で次回から電話会議システムを利用することを判断していくことになると思います。電話会議システムを利用する当日は，生年月日等で確認する方法もあると思います。

5 次回開催予定

(1) テーマ

成年後見制度について

(2) 開催日等

平成25年7月16日(火)午後3時00分

(高知地方裁判所委員会との合同開催)

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室